

## 小・中学校水泳授業の今後の実施方針について

令和 8 年 1 月 宮代町教育委員会

標記の件については、プール施設の老朽化、水泳授業をめぐる諸課題等を踏まえ、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 小・中学校の水泳授業について

- (1) 小学校での水泳授業については、総合運動公園プールを活用した指定管理者への指導委託を段階的に行っていく（令和 10 年度までに全 4 校）。
- (2) 中学校の水泳授業については、令和 9 年度から廃止し、水難事故防止のための座学指導のみを実施する。

#### 2 上記に至った理由

- (1) 施設の老朽化の進行
  - 小・中学校 7 校中 6 校が耐用年数 30 年を超過している。
- (2) プールの維持に要する経費の増加
  - 7 校で年間約 425 万円（1 校あたり約 60 万円）
- (3) プール施設の更新に要する莫大な費用
  - 1 校あたりおよそ 2 億 5 千万円から 3 億円程度（国庫補助金：補助率 1/2）。
  - 今後、児童生徒数の減少が見込まれる中で、すべての施設を同じように更新することは効率的ではない。
- (4) 水泳授業の実施にあたっての課題
  - 近年の猛暑の影響等により水泳授業を計画的に実施することが難しい。
  - 施設の老朽化により維持管理等にかかる教職員の負担が増加している。
  - 安全対策や指導の充実のために必要な人員の確保が難しい状況にある。  
特に中学校において見学者が増加傾向にあり、対応する教職員の確保や見学者の評価が課題となっている。
- (5) 須賀小学校における水泳指導委託事業の成果
  - 児童の水泳授業に対する意欲、泳力の向上が見られた。
  - 全学年で着衣水泳を行うことで、安全指導を充実させることができた。
  - 天候や気温に左右されず、計画的に水泳授業を実施できた。
  - 施設の維持管理に係る教職員の負担を軽減することができた。

#### （6）小・中学校における水泳指導委託の受入れ先の課題

- 総合運動公園プールを活用できる時間枠上、小学校は年間を通じて実施することで全校受入れが可能と思われるものの、中学校まで受入れることは難しい。
- 近隣の民間施設は他市町が利用しており、活用は難しい状況である。
- 総合運動公園プールも老朽化しており、安定的な受入れ体制を確保するためには大規模修繕が必要である。

#### （7）学習指導要領における取扱い

- 「水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」とされている。

### 3 水泳指導委託で期待される効果

- （1）天候、気温に左右されずに計画的に水泳授業が実施できる。
- （2）専門性の高い指導者による指導の下、意欲や泳力の向上が期待できる。
- （3）着衣水泳等、安全指導を充実させることができる。
- （4）施設の管理面、教職員の指導面において負担軽減を図ることができる。

### 4 スケジュール

	小学校（委託）	中学校（廃止）	総合運動公園
令和7年度	須賀小		
令和8年度	須賀小（保護者へ周知）	（保護者へ周知）	修繕設計・工事
令和9年度	須賀小、A小	実技廃止(全中学校)	
令和10年度	全小学校		

※総合運動公園の受入体制の整備及びプールの修繕工事の状況によって変更する可能性がある。

### 5 その他

- （1）小学校の水泳授業実施については、総合運動公園の受入が難しい状況が発生した場合、または近隣施設において、総合運動公園と同等以上の条件での受入が可能となった場合には、その活用についても検討を行う。
- （2）中学校での水泳授業の実技廃止に伴い、保健体育の授業を中心に、生徒の学習活動に変化が生じることも想定されることから、それが生徒にとって有意義なものとなるよう十分配慮し、授業内容を検討していく。
- （3）中学校での水泳授業の実技廃止に伴い、小学校での学習経験がますます重要なことから、泳力向上に向けた指導及び着衣泳等の安全指導について、さらなる充実を図っていく。